

## 静岡県公安委員会規則第12号

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年5月28日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（<u>公安委員会が定める技術的基準に適</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（<u>これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。</u>）の規定により登記官が作成したもの</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項<u>その他公安委員会が必要と認める事項を</u>、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機</p>

合するものに限る。)から入力して行うものとする。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

(公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)から入力し、又は送信して行うものとする。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、若しくは送信し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。この場合において、書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信するときは、当該電磁的記録を作成した年月日時を当該電磁的記録に記録して行うものとする。

- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

- (1) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文

3 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

4 第1項の規定により申請等が行われる場合において、第2項の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について当該書面等又は電磁的記録に記載すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第7条** 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げ

字、番号、記号その他の符号であって、申請を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置  
(2) 公安委員会が指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

4 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

5 第1項の規定により申請等が行われる場合において、第2項の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について当該書面等又は電磁的記録に記載すべき又は記録すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第7条** 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げ

るものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2・3 (略)

附 則

(略)

るものとする。

(1) (略)

(2) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(3) (略)

2・3 (略)

附 則

(略)

別表 (第3条、第7条関係)

<u>条例等</u>	<u>規定</u>
<u>静岡県道路交通法施行細則</u> <u>(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)</u>	<u>第5条第3項</u> <u>本文</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。